

送 付 状

平成27年3月10日

北海道精神障害者回復者クラブ連合会
土屋 晴治 様

北海道を愛するみんなの会
高橋はるみ事務所

〒060-0042

札幌市中央区大通西10丁目4番地132南大通ビル東館

TEL 011-200-8066 FAX 011-200-8068

担当 伊藤

いつもお世話になっております。

先にご依頼のありました、「障害者施策に関する公開質問状」の回答をお送りいたします。よろしく願いいたします。

「障害者施策に関する公開質問状」への回答

【質問1について】

- これまで、精神障がいのある人の公共交通機関の運賃割引について、JR、バス協会、ハイヤー協会、各航空会社等の交通事業者へ要請するとともに、特に平成26年度には運賃割引未実施の乗合バス事業者に対して、地元市町村職員に同行の下、個別要請を行ったところです。
- 私としては、精神障がいのある人についても、身体や知的に障がいのある人と同様の運賃割引が実施されることが望ましいと考えております。
今後とも、公共交通機関における運賃割引の実態を把握した上で、精神障がいのある人に対する割引制度が早期に実施されるよう、国や事業者に対し、強く働きかけてまいります。

【質問2について】

- 対象範囲については、他の障がいとの均衡を考慮し、受給者資格の範囲を定める際には、所得税法施行令を参考に、精神障害者保健福祉手帳1級の所有者とし、精神障がいのある人の退院促進と退院後の地域生活を支援するため、精神疾病以外の一般医療を含む通院医療費全般を対象としたところであります。
- 障がいのある方々の健康保持や経済的負担の軽減を図るため、今後とも、実施主体である市町村や関係者のご意見を伺いながら、制度の安定的な運営、維持に努めてまいります。
- この事業については、全国の自治体で実施している実態にありますことから、国に対し、精神障害のある人も含めた公費負担医療制度の創設と十分な財源措置を行うよう要望しているところであり、引き続き、他都府県とも連携し、国に働きかけてまいります。

【質問3について】

- 国の検討会での議論では、退院に向けた支援を徹底しても、高齢であること等を理由に退院意欲が固まらない方がいるという現実があり、これらの方に対しては、段階的な移行も含めて考える必要があることから、一定の条件の下に病院施設の活用を認める方向となったと承知しています。
- 居住系施設転換への条件として、「本人の自由意志による選択であること」、「外出の

自由など地域に近い環境にあること」、「基本的な利用期間を設けること」などの意見が出されており、今後、さらに検討を要するとされています。

- 国の検討会でも、病院施設の居住の場としての活用には強い反対意見があったと聞いています。現在、国において具体的な方策を検討していますので、その内容を受けて、対応を検討してまいります。
- 私としては、精神障害のある人が住み慣れた地域を拠点とし、ご本人の意向に即して、充実した生活を送ることができるよう、市町村や関係機関と連携しながら、グループホームなど住まいの確保に対する支援に努め、精神障がいのある人の地域移行を促進してまいります。

【質問4について】

- 障がいのある人の就労の場の拡大を図るため、企業認証制度の推奨などにより、企業における障がいのある人の就労に対する理解の促進を図っているほか、道内11箇所障害者就業・生活支援センターを設置し、ハローワーク等の関係機関と連携しながら、職業準備訓練から求職活動、職場定着までの一体的な支援に取り組んでいます。
- また、平成26年度は、農業と福祉を結び付け、障がいのある人の新たな就労の場の確保に向けた取組を展開しており、こうした取組を通じ、障がいのある人一人ひとりの障がい特性に応じ、地域における新たな業態・業種の開拓や確保に努め、就労の場の拡大を図ることとしております。
- また、工賃向上のための具体的な施策として、北海道障がい者条例に基づく指定法人制度を導入し、専門家による経営アドバイスや受注拡大のためのマッチング事業（共同受注システム）などの障害者就労施設に対する総合的なサポートを行うほか、大型商業施設での販売機会の拡大及び多店舗展開企業等での商品採用による市場での流通促進など、魅力的な商品づくりや販路の開拓に向けた取組を行っています。
- さらに、平成25年4月から施行された「優先調達推進法」に基づき、障害者就労施設等からの物品等の優先的な調達に全庁的に努めるとともに、調達の推進に必要な制度や各施設が提供できる物品等に関する情報を道内の自治体等へ提供するなどして、障害者就労施設等からの調達の全道的な推進に努め、工賃水準の向上のための取組を着実に進めてまいります。

【質問5について】

- 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスと介護保険制度の介護保険サービスとの適用関係につきましては、介護保険サービスの利用が優先されていますが、介護保険サービスを優先させることにより必要な支援を受けることができるか否かを一律に判断することは困難であることから、一律に当該介護保険サービスを優先的に利用するものではなく、障害福祉サービスの種類や利用者の意向を踏まえ、市町村において支給決定することとなっております。
- しかしながら、利用者の意向や必要性を個別に判断をしていなかった市町村があったことから、国において障がいのある人が65歳以上になって介護保険を利用するようになると、十分な福祉支援を受けられなくなる恐れがあるとして、「市町村において、申請に係る障害福祉サービスの利用に関する具体的な内容（利用意向）を聴き取りにより把握した上で、申請者が必要としている支援内容を介護保険サービスにより受けることが可能か否か適切に判断すること」という通知がされたところです。
- 私としては、この趣旨を各市町村に周知徹底し、適切にサービスが提供されるよう、努めてまいります。

【質問6について】

- 「選挙のお知らせ」（選挙公報の点字版、音声版及び音声コード付き拡大文字版）につきましては、平成25年執行の参議院議員通常選挙（選挙区及び比例代表）及び平成26年執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査（小選挙区、比例代表及び国民審査）において購入し、関係機関に配布してきたところです。
- 平成27年の北海道知事選挙及び北海道議会議員選挙におきましても、選挙公報の点字化を行うこととし、知事選挙においては「全文点訳」を点字版・音声版広報「ほっかいどう」の配布世帯及び希望者、当該広報配布施設並びに各市町村選挙管理委員会等に配布することとしております。
また、「全文点訳」のほか、「全文音訳」や「拡大文字版」を点字版・音声版広報「ほっかいどう」配布施設や各市町村選挙管理委員会等に配置することとしております。
- また、北海道議会選挙においては、氏名、年齢、党派を記載した「北海道議会議員選挙のお知らせ」を点字版・音声版広報「ほっかいどう」の配布世帯及び希望者、当該広報配布施設並びに各市町村選挙管理委員会等に配布・配置することとしております。
- なお、市町村選挙につきましては、選挙公報を発行している市町村に対し、機会を捉えて、点字化を助言しているところです。

【質問7について】

- 聴覚障害者の方々が暮らしやすい社会環境を整備するため、「手話言語条例（仮称）」を制定します。
- 国の「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」等に沿って、市町村における障がいのある人などの要配慮者支援の促進が図られるよう、道では、平成23年8月に「災害時要援護者支援対策の手引き」を策定しており、その中で、市町村は指定避難所に要配慮者用窓口を設置し、要配慮者からの相談対応、確実な情報伝達と支援物資の提供等を実施するほか、要配慮者の避難所での生活を向上するため、段差の解消、手すりの設置等を進めることとしております。
- また、指定避難所での避難生活が困難な要配慮者のため、特別な配慮がなされた避難所である「福祉避難所」が設置されるよう、道内市町村へ直接説明に向くなどして設置促進に努めております。

【質問8について】

- 障がいのある人が、地域において自立した日常生活を営むためには、安心して入居できる住まいの確保が重要と考えます。
- このため、市町村が設置する、低額な料金で、居室やその他の設備が利用でき、日常生活に必要な便宜を供与する福祉ホームの運営に支援しているところです。
福祉ホームの事業を実施する上で、市町村に超過負担が生じるなどの課題もあることから、現在、8市町に留まっているところですが、障がいのある人が安心して地域で生活するためには、住宅確保は欠かせないものであることから、これからも、国に対して十分な財源の確保について要望を行ってまいります。

【質問9について】

- 原子力発電所に依存しない北海道を目指し、環境エネルギー産業を育成するとともに、地球温暖化防止にも貢献する、多様な再生可能エネルギー資源の開発を進めることが重要です。
- このためにも、技術革新の成果を効果的に取り込みながら、全国トップクラスのポテンシャルを有する風力や地域で自立的に確保できるバイオマス、小水力、石炭など、さまざまな資源を活かし、エネルギーの地産地消や様々な電源の導入を積極的に進めていきます。

- 原子力発電所の再稼動については、何よりも安全性の確保が最優先です。
そのため、まずは、原子力規制委員会において、厳正な審査が行われるべきと考えています。
- 審査は継続中であり、予断をもって申し上げることはできませんが、その上で、道議会や地元自治体のご意見をお聞きし、熟慮を重ねて、知事としての判断をしなければならぬと考えています。
- 国においては、道府県が原子力防災対策を重点的に実施すべき地域を決定するための参考として、既設の各発電所ごとに、福島第一原発と同程度のシビアアクシデントをベースに、より厳しい条件を想定して、事故により放出される放射性物質の量、放出時間などを仮定し、周辺地域における放射性物質の拡散状況を試算しているところであり、道においては、こうしたシミュレーションの結果や国の原子力災害対策指針を踏まえ、「原子力施設から半径30km」の範囲を原子力災害対策を重点的に実施する区域（UPZ）として設定しています。
- この範囲内の13町村においては、具体的な避難先や避難経路などを盛り込んだ避難計画を策定した上で、様々な事態を想定した原子力防災訓練を実施してきているところですが、今後とも、地震や津波等の複合災害や、気象条件など様々な事態を想定した原子力防災訓練を繰り返し実施するなど、より円滑な住民避難ができるよう、実効性のある防災対策の構築に努めていく考えです。
また、UPZ圏外にも影響が及ぶと判断した場合には、空間放射線の実測を行い、必要な防護対策を講じていく考えです。

2015年3月9日

障害者の生活と権利を守る北海道連絡協議会

会長 片石 松蔵 様

北海道精神障害者回復者クラブ連合会

会長 土屋 晴治 様

佐藤 のりゆき

障害者施策に関する公開質問状への回答について

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

私の政治信条の3本柱のひとつは、「命を守る。暮らしを守る。そして未来につなげる。」です。将来にわたって、安心して暮らすことができる持続可能な社会をつくるために私は政治を志しました。

これから発表を予定している政策の中には「障害があっても地域で支えるように支援する」という項目があります。

誰もが、できれば慣れ親しんだ地域でずっと暮らしていきたいと考えています。障がいがあっても、できる限り住み慣れた地域で暮らしていけるように支えていく体制を作る必要があります。

挑戦者で、しかも時間もないことから、ご質問に対する回答には濃淡があるかもしれません。その点についてはどうかご容赦ください。

今後、支援者のみなさんのご意見を伺いながら、必要なところは修正していきたいと考えております。

札幌市中央区南1条西5丁目8番愛生館ビル7階

佐藤のりゆき事務所

電話 011-205-0531

1. 私どもは長年、精神障害者の公共交通機関の運賃割引の実施を求めて活動してきました。平成22年の道議会で、障害者団体からの議会請願で、北海道として精神障害者の運賃割引を実施することが全会一致で採択されたのにも関わらず、今だに道は割引を実施していません。

精神障害者は定期的な精神科受診と服薬の継続が欠かせません。しかし、遠方の医療機関に通院する者も多く、通院の交通費負担だけでも大変です。また障害の快方を願い、多くの精神障害者が作業所やデイケアに通っていますが、交通費の負担が重くのしかかり、障害年金などで暮らす所得の少ない精神障害者には、交通費の負担の軽減が急がれます。精神障害者の公共交通機関の運賃割引の実施に関して、貴方のお考えをお教え下さい。

(回答)

障害に応じた必要な配慮を提供することが、障害者権利条約および障害者基本法の基本的な規定だと思います。交通費負担の重さによって、必要な通院などの移動が妨げられることは問題です。交通機関の運賃割引について、行政がリーダーシップをとってバス会社などの事業者に協力を要請するなど、交通費の割引の実施に向け努力していくべきと考えます。

2. 精神障害者にとって医療は、地域で安心して暮らす為には欠かすことが出来ません。しかし所得の低い精神障害者には、精神科受診の際の窓口負担だけでも重くのしかかり生活を圧迫しています。平成19年の障害者団体の道議会への請願で、道の重度心身障害者医療費助成制度に精神障害者も該当させることが全会一致で採択されましたが、道は手帳1・2・3級とある中の、1級の通院しか助成を該当させませんでした。これでは精神障害者の牧済策としては不十分です。私達は、重度心身障害者医療費助成制度を精神障害者手帳1・2級の通院・入院まで該当して頂くことを望みます。道の重度心身障害者医療費助成制度に精神障害者手帳1・2級の通院と入院を該当させることが必要だと考えませんか。貴方のお考えをお教え下さい。

(回答)

基本的な考え方は、1. への回答と共通です。北海道の重度心身障害者の医療費助成については、厳しい道財政の削減策の中で現状のような対応になっていると思いますが、政策の優先度の見直しなどを含めて、重度医療が適用されるために尽力したいと考えています。

3. 平成26年3月に国が設置した「長期入院精神障害者の地域移行に向けた具体的方策に係る検討会」で、『精神科病棟転換型居佐系施設』について

協議を行い、昨年7月に実施に向けての方針を打ち出しました。

1階が精神科の外来で2階が入院病棟なら、3階の空いた病室を精神障害者のグループホーム等に換えるというものです。入院病棟と同じ建物に居住しているのに、どうして地域移行したと言えるのでしょうか。看護側の管理の下での生活が継続されるだけであり、著しい人権侵害です。また昨年国が批准した「障害者の権利に関する条約」にも反します。

私達は『精神科病棟転換型居住系施設』を到底受け入れられません。貴方は障害者の地域移行、地域生活はどの様にあるべきだとお考えでしょうか。また『精神科病棟転換型居住系施設』についてどの様なお考えをお持ちでしょうか。貴方のお考えをお教え下さい。

(回答)

障害者の地域移行と地域生活については、当事者の自己決定（もちろん必要に応じて支援を受けてのことも含みますが）と、介助などの必要な支援を確保されることによって実現されるべきだと考えています。この病棟転換については問題が多くあり、何よりも当事者が望んでいない不適切なものと思います。

4. 障害者は障害から、一般就労が難しい者が多くいます。一般就労につながらない障害者の場合、障害年金や生活保護に加え、作業所通所する者は僅かな工賃で暮らす者がほとんどです。

消費税が増税され、障害年金や生活保護費が引き下げられ、物価の高騰が続く今日、障害者の所得保障は急務であり、公共交通機関の運賃割引や医療費助成制度の充実はもとより、障害者の所得に合わせた、諸制度での利用料の軽減策などを求めます。また障害者の就労の場の確保も必要だと思います。貴方が知事に就任の際には、障害者の所得保障のための対策を講じて頂きたいと思えます。貴方のお考えを教えてください。

(回答)

一般就労が難しい障害者の所得補償については、本来は国民すべての生活の保障という観点から、地方自治体ではなく国の責任で実施すべきだと思います。まずは地方自治体として国に対して障害者の所得補償をしっかりと求めなければならないと思います。そして併せて地方自治体として、施設利用料の軽減措置等についても検討して、可能なものから取り入れていきたいと思っています。

5. 今国が打ち出す介護保険制度の改正には、大きな危惧を抱いておりますが、障害者の場合、障害者総合支援法により、65才になると介護サービスを受けるのに、障害者総合支援法から介護保険制度に移行になります。

障害者は非課税世帯の場合、障害者総合支援法ですと介護サービスを受ける場合、利用料がかりませんが、介護保険ですと、1割の利用料がかかり、所得の低い障害者には重大な問題です。65才から一律に介護保険サービスに移行することに私どもは反対です。また障害者総合支援法と介護保険制度では、受けられる介護サービスに違いがあることから、障害者が自由に選択できるようになることを希望します。現在司法でも争われている、俗にいう障害者の65才問題ですが、貴方のお考えを教えてください。

(回答)

障害者福祉サービスは、重度障害者のひとり暮らしと社会参加を実現するための制度だと思います。一方、介護保険サービスは、重度の要介護者のひとり暮らしや社会参加ではなく、介護予防や家族介護の負担軽減を実現するための制度であり、この違いに留意することが重要だと思います。まだ十分に勉強できていませんが、司法判断や当事者の現状を踏まえた対応をしていきたいと思っています。

6. 視覚障害者の多くは選挙の際、各政党や候補者の示す政策や公約を知ることが難しく、国民としての権利である選挙権を満足に行使できない者が多くいます。道庁のお計らいで改善は見られますが、充分ではありません。私たちは視覚障害者の為に、点字やコンパクトディスクなどによる、音声などでの選挙公報の作成また配りを希望致します。貴方はどの様に考えられるでしょうか。お考えをお教え下さい。

(回答)

選挙権は、すべての有権者に等しく認められた権利です。障害の有無や、その程度や種別などによって不平等とならないための措置が必要だと思います。

7. 現在、聴覚障害者や視覚障害者の知る権利への配慮がまだまだ足りないと思います。日々の生活でも、テレビなどの字幕や手話を入れた放送も少ないと思います。全国の自治体でも手話言語条例が作られてきましたが、北海道としても手話言語条例の制定を望むものです。また東日本大震災のさい、どれほど正しい情報を聴覚障害者や視覚障害者は知ることができたでしょうか。緊急時の場合など情報の速やかな伝達に行政は務めるべきであり、北海道には必要な情報の提供に、より一層務めて頂きたいです。貴方のお考えをお教え下さい。

(回答)

北海道には、当事者団体や議会が主導して「北海道障がい者条例」が策定

されたところですが、全国的には、障害者差別禁止条例の制定と同時に手話に関する条例制定が続いています。また、おっしゃるとおり東日本大震災を通じて、災害発生時の障害者への情報伝達のあり方は、改めて重要課題として浮かび上がりました。こうした全国的な動向や事例、そして道内の当事者団体の意向を踏まえてしっかり対応したいと思います。

8. 障害者の住宅についてですが、生活保護を活用しないで生活している障害者には、例え作業所で働いていても作業工賃が低いために家計における家賃など往居に関わる負担が大変重くなっています。公営住宅家賃減免制度に準じた家賃補助制度を創設してもらいたいと思いますが、貴方はどうお考えですか。

(回答)

住宅の確保は、すべての人々の生活に重要なものです。家賃補助制度以外にも公営住宅や空家の活用等、他の自治体の取り組みなども参考に検討したいと思います。

9. 世界が注目している日本の原発問題ですが、札幌市は、「福島原発事故による甚大な被害が継続しており、収束どころか、ますます深刻化しております。また、依然として事故原因が究明されておらず、現時点においても、考える得るすべての安全対策や十分な防災体制が整っているとはいえない状況であると認識している」との見解を示していますが、貴方は、泊原発再稼働についてどのようにお考えですか。お考えをお教え下さい。

また道庁は、「原子力規制委員会において、新規制基準に基づく厳正な審査が行われるべきものと考えている」と待ちの姿勢になっています。札幌市は独自のシミュレーションを作成しています。過去最大の地震・津波に加え、最悪の天候を想定したシミュレーションを北海道独自でも作成するのが道民の命と暮らしに責任を負う道庁の仕事であり、そのことにより道民の不安に答えることになるとと思いますが、貴方はどう考えでしょうか。

現在の科学技術では、原子力発電所の安全と生の確保は、核廃棄物の処理問題まで含めて、全く確立しておらず、道庁自身が「再稼働の如何に関わらず、原子炉に核燃料棒がある限り地震・災害で事故につながる可能性があるので防災対策は必要」と示しているように原子炉の存在自体が危険だというのが現状です。原発を廃炉にし、自然エネルギー産業へと政策転換が必要だと考えますが、いかがお考えでしょうか。

(回答)

私の原発に対する考え方は、脱原発です。廃棄物の処分方法が未だに決ま

っていないこと、建設費用や耐用年数を終えた後に莫大なコストもかかること、そしてなにより、万が一事故がおきた場合、地域住民の命や生活をはじめとして一次産業や観光業を基盤への影響を含めて、北海道全体が壊滅的な打撃をうけることが予想されるからです。

脱原発社会の実現に向けて、自然エネルギーの普及をはじめとして道民参加で具体的なロードマップをつくり、しっかり進めていかなければなりません。

泊原発の再稼働問題については、エネルギー確保や電気料金値上げの影響などから容認すべきという意見もありますが、仮に現在の国の安全基準を確保したとしても事故がおきない保障はなく、その際に住民の安全を確保できるメドも立っていないのが現状であり、徹底した道民議論が必要と考えます。

私は、現状では再稼働を容認することはとてもできないと考えています。